

令和2年度における沖縄地区の下請法の運用状況等について

令和3年6月28日

内閣府沖縄総合事務局

総務部公正取引室

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

書面調査は、内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（以下「沖縄公正取引室」という。）管内に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者600名（製造委託等^{（注1）}320名、役務委託等^{（注2）}280名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者900名（製造委託等387名、役務委託等513名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

[単位：名]

年度	区分	親事業者調査		下請事業者調査	
		全国	沖縄	全国	沖縄
令和2年度		60,000	600	300,000	900
	製造委託等	36,128	320	196,879	387
	役務委託等	23,872	280	103,121	513
令和元年度		60,000	600	300,000	900
	製造委託等	35,810	338	200,190	416
	役務委託等	24,190	262	99,810	484
平成30年度		60,000	600	300,000	900
	製造委託等	39,175	369	211,741	458
	役務委託等	20,825	231	88,259	442

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は58件（製造委託等32件、役務委託等26件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及

び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが 57 件、下請事業者等からの申告によるものが 1 件である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は60件（製造委託等33件、役務委託等27件）であり、このうち58件（製造委託等31件、役務委託等27件）について指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第 2 表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区分 年度		新規着手件数 (注2)				処理件数					
						措置			不問	計	
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	(注1) 勧告	(注1) 指導	小計			
令和2年度	全国	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333	
	沖縄	57	1	0	58	0	58	58	2	60	
	製造委託等	全国	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
		沖縄	31	1	0	32	0	31	31	2	33
	役務委託等	全国	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
		沖縄	26	0	0	26	0	27	27	0	27
令和元年度	全国	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315	
	沖縄	42	1	0	43	0	34	34	8	42	
	製造委託等	全国	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
		沖縄	19	1	0	20	0	15	15	5	20
	役務委託等	全国	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
		沖縄	23	0	0	23	0	19	19	3	22
平成30年度	全国	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099	
	沖縄	50	2	0	52	0	46	46	4	50	
	製造委託等	全国	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
		沖縄	24	1	0	25	0	21	21	3	24
	役務委託等	全国	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
		沖縄	26	1	0	27	0	25	25	1	26

（注1） 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

（注2） 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、合計で 111 件となっており、このうち、製造委託等に係るものが 58 件、役務委託

等に係るものが53件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は59件（類型別件数の合計の53.2%）となっており，このうち，製造委託等に係るものが33件，役務委託等に係るものが26件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は52件（類型別件数の合計の46.8%）である。その内訳は，①下請代金の支払遅延が32件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の61.5%），②下請代金の減額が11件（同21.2%），③買ったたきが5件（同9.6%）等となっている。

（ア） 製造委託等に係る実体規定違反は25件であり，その内訳は，①下請代金の支払遅延が16件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の64.0%），②下請代金の減額が5件（同20.0%）等となっている。

（イ） 役務委託等に係る実体規定違反は27件であり，その内訳は，①下請代金の支払遅延が16件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の59.3%），②下請代金の減額が6件（同22.2%），③買ったたきが4件（同14.8%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

年度	区分	手続規定違反			実体規定違反												合計
		(注2) 書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
令和2年度	全国	6,003	934	6,937	40	4,738	1,471	15	830	76	78	314	297	120	0	7,979	14,916
	沖縄	45	14	59	0	32	11	0	5	0	0	1	1	2	0	52	111
	製造委託等 全国	4,181	612	4,793	36	2,881	1,072	15	497	47	72	303	255	89	0	5,267	10,060
	製造委託等 沖縄	24	9	33	0	16	5	0	1	0	0	1	0	2	0	25	58
	役務委託等 全国	1,822	322	2,144	4	1,857	399	0	333	29	6	11	42	31	0	2,712	4,856
	役務委託等 沖縄	21	5	26	0	16	6	0	4	0	0	0	1	0	0	27	53
令和元年度	全国	5,864	745	6,609	32	3,651	1,150	14	721	72	98	254	336	590	1	6,919	13,528
	沖縄	22	4	26	1	21	6	0	2	0	2	0	1	4	0	37	63
	製造委託等 全国	4,202	458	4,660	29	2,160	867	11	533	47	92	243	287	458	1	4,728	9,388
	製造委託等 沖縄	10	3	13	1	9	2	0	0	0	1	0	1	2	0	16	29
	役務委託等 全国	1,662	287	1,949	3	1,491	283	3	188	25	6	11	49	132	0	2,191	4,140
	役務委託等 沖縄	12	1	13	0	12	4	0	2	0	1	0	0	2	0	21	34
平成30年度	全国	5,964	778	6,742	46	3,371	834	19	1,487	90	113	374	348	132	5	6,819	13,561
	沖縄	41	7	48	0	16	6	0	3	0	0	0	0	2	0	27	75
	製造委託等 全国	4,183	520	4,703	36	2,051	642	14	1,195	61	110	356	291	96	3	4,855	9,558
	製造委託等 沖縄	19	2	21	0	4	1	0	1	0	0	0	0	0	0	6	27
	役務委託等 全国	1,781	258	2,039	10	1,320	192	5	292	29	3	18	57	36	2	1,964	4,003
	役務委託等 沖縄	22	5	27	0	12	5	0	2	0	0	0	0	2	0	21	48

（注1）1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので，違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

（注2）書面交付義務違反については，発注書面の不交付のほか，記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況（第4表参照）

令和2年度においては、下請代金の支払遅延事件において、親事業者2名から、下請事業者11名に対し、総額4万円の遅延利息が支払われた。

第4表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年度	項目	支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額) (注1)
令和2年度	全国	126名	2,340名	9364万円
	沖縄	2名	11名	4万円
令和元年度	全国	132名	2,931名	3億2026万円
	沖縄	—	—	—
平成30年度	全国	165名	4,901名	4億2288万円
	沖縄	2名	7名	4万円

(注1) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

(注2) 該当がない場合を「—」で示した。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

管内における令和2年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施しており、当該講習会を1回実施した。

(2) 下請取引適正化推進月間

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けており、21件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和2年度における沖縄公正取引室管内の下請取引等改善協力委員（定員）は

3名であり、7月以降、当該委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発等を図るため、事業者団体が開催する研修会に講師を派遣しており、事業者団体へ講師を1回派遣した。

令和2年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 印刷物の製造を下請事業者へ委託しているA社は、下請事業者の役務の提供を受けた日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日請求書提出締切、翌々月25日支払」の支払制度を採っていたため、支払遅延が生じていた。
- ② オリジナルグッズの製造を下請事業者へ委託しているB社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ イベントの運営業務を下請事業者へ委託しているC社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- 印刷物の製造を下請事業者へ委託しているD社は、下請事業者との間で、下請代金について下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をせずに、自社が実際に支払う振込手数料を下請代金の額から減じていた。

3 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 家具等の製造を下請事業者へ委託しているE社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形（125日）を交付していた。